最終更新日：2016年11月8日

クニミネ工業株式会社
代表取締役社長　國峯 保彦
問合せ先：取締役副社長　管理部長　川島 利昭
証券コード：5388
http://www.kunimine.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業価値の継続的な向上を実現させていくため、定款および法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業価値に対応した迅速な経営意志決定を図り、効率的かつ健全で透明性のある企業経営を実施していくことを、経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4．議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】
議決権の電子行使採用及び招集通知の英訳につきましては、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながらその採用を判断してまいります。

【補充原則2－5－1．経営陣から独立した通報窓口の設置】
現在、内部通報窓口は社内窓口のみとなっておりますが、より実効的な内部通報制度を整備するため、経営陣から独立した窓口の設置を検討しております。

【原則3－1．情報開示の充実】
（5）取締役等の個々の選任・指名につきましての説明
社外取締役の選任理由は、定時株主総会招集通知等に記載しておりますが、役員候補者個々の選任理由の記載につきましては、引き続き検討してまいります。

【補充原則3－1－2．英語での情報の開示・提供】
英語での情報の開示・提供につきましては、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながらその採用を判断してまいります。

【補充原則3－2－1．監査等委員会による外部会計監査人の評価】
監査等委員会は、会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況を把握するとともに独立性と専門性の有無につきましても確認しております。今後は必要に応じ監査等委員会におきまして、会計監査人の評価に関する明確な基準の策定について協議・検討してまいります。

【補充原則4－2－1．業績連動報酬、自社株報酬の適切な割合設定】
取締役の報酬につきましては、役員報酬の一部が業績比例部分として構成されており、業績評価の結果が報酬に反映されております。今後は必要に応じ中長期的な業績に連動する報酬として、自社株報酬等の新たな報酬制度を検討してまいります。

【原則4－10．任意の仕組みの活用】
【補充原則4－10－1．指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】
当社は、監査等委員会設置会社へ移行した結果、取締役会での指名、報酬等の重要な事項に関しまして、複数の社外取締役からの適切な意見や助言等を踏まえ、十分審議しております。現段階での設置は検討しておりませんが、必要に応じ任意の諮問委員会の設置等も検討してまいります。

【原則4－11－3．取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社は、監査等委員会設置会社に移行いたしましたので、今後の取締役会運営を通じて、各取締役からの意見をもとに分析・評価の体制整備の検討を進め、分析・評価を実施した際には、結果の概要を開示する予定であります。

【原則5－2．経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、持続的な成長による企業価値及び株主価値の向上を図るため、中期経営計画で掲げる戦略の遂行により利益成長を目指し、経営環境の変化に対応できる財務基盤の強化を図りつつ、将来の事業展開に備えて十分な株主資本の水準を維持することとしております。また、株主還元策につきましては、将来事業への投資を勘案しつつ安定配当を長期的に継続していくこととしております。
当社は、資本政策の具体的な数値目標は設定しておりませんが、株主・投資家の皆さまへの説明の際には、可能な範囲で中期経営計画の目標を提示し、当社の今後の経営戦略や具体的な施策の説明を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社は、主要な事業の取引先や資金調達先との長期的かつ安定的な取引関係の維持及び強化を図り、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点からその株式を保有する方針であります。
保有株式の議決権行使につきましては、議案の趣旨及び内容等を勘案したうえで，株式価値の観点も踏まえ、総合的に判断して行使しております。また、議案内容に不明な点がある場合には、個別に対話を行い、賛否を判断いたします。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
関連当事者との取引につきましては、一般株主の利益保護の観点から極めて慎重に判断することを基本方針としております。

当社が関連当事者との取引を行う場合には、法令及び社内規則に基づき、事前に総務部門の取締役に、当該取引の必要性等を含めた取引の合理性や取引条件の説明を行い、当該取引の妥当性が確保されているか否かの確認を求めることとし、取締役会におきまして当該取引の報告を行っております。

【原則3－1. 情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社は、経営理念につきまして、当社ウェブサイト(http://www.kunimine.co.jp/aisatsu.htm)に開示しております。
経営戦略や中期経営計画につきましては、機関投資家向けの決算説明会におきまして、今後の業績見通しや中期経営計画の進捗内容等を定期的に説明し、その資料を当社ウェブサイト(http://www.kunimine.co.jp/ir/zaimu.htm)に掲載しております。
(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針は、本報告書及び当社ウェブサイト(http://www.kunimine.co.jp/ir/yuho.htm)に掲載している有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に記載しております。
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役報酬の決定方針及び手続きは、本報告書及び有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に記載しております。
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者の指名につきましては、経営に関する豊富な経験と高い識見を有しており、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定することを基本方針としております。
取締役候補者の指名までの手続といたしましては、代表取締役が取締役候補者の原案を作成して、取締役会に付議・説明し、取締役会にて最終決定しております。

【補充原則4－1－1. 経営陣に対する委任の範囲】
当社は、「取締役会規程」におきまして、取締役会の判断及び決定範囲を定めており、取締役会ではそれらに基づき決議及び報告が行われております。また、経営陣に対する個別の業務執行の委任範囲は、「職務権限規程」に規定されております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所の独立役員制度における独立性基準を参考に、原則として、これらの要件を満たす方を社外取締役として選任する方針としております。

【原則4－11－1. 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は、現在、監査等委員以外の取締役5名、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)の計9名の構成であります。社内取締役につきましては、各事業分野におきまして専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、社外取締役につきましては、高い識見と豊富な経験を有する方から選任し、当社事業への有用な助言や経営チェックを両立した構成となっております。

【原則4－11－2. 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】
当社の取締役は、その役割・責務を適切に果たすために、十分な時間と労力をその業務に充てております。取締役の他の上場会社の役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知の事業報告ならびに参考書類等におきまして開示しております。

【補充原則4－14－2. 取締役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役に対して、職務遂行上必要となる法的知識及び役割と責務の理解促進に努めており、講習会や交流会に参加する機会も提供しております。社外取締役に対しては、当社グループの事業・課題の理解を深めることを目的として、随時当社グループの事業・課題に関する説明や、当社グループの工場等の現場の視察を実施する等の施策を講じております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主総会をはじめ、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を定期的に開催し、業績や今後の見通し、事業環境や経営戦略につきまして説明しているほか、国内外の機関投資家からの個別ミーティングや取材等には積極的に応じるとともに、当社ウェブサイトにおきまして、株主総会や決算説明会等のIR資料を掲載しております。
当社は、株主・投資家の皆さまとの建設的な対話には、経営企画担当部門の取締役が中心となってこれにあたり、経営企画担当部門及び総務部門がこれを補佐し推進する体制をとっております。
なお、情報の開示にあたっては、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に従い、透明性、公平性、継続性を基準とした迅速な情報開示を行うとともに、「内部者取引管理規程」等に基づき、インサイダー情報を管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
クニミネエンタープライズ株式会社	4,542,268	31.43
クニミネ工業取引先持株会	715,300	4.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	465,000	3.21
日本化薬株式会社	438,000	3.03
株式会社みずほ銀行	410,000	2.83
クミアイ化学工業株式会社	329,700	2.28
ラサ商事株式会社	325,000	2.24
日本生命保険相互株式会社	306,000	2.11
株式会社三井住友銀行	300,000	2.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	241,200	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊藤　尚	弁護士											
堀越　孝	弁護士											
中里　猛志	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤　尚	○	○	阿部・井窪・片山法律事務所　パートナー 株式会社ジェイ　エイ　シー　リクルートメント　社外監査役	伊藤尚氏は、当社と顧問契約を締結していない法律事務所の弁護士であります。弁護士という法律の専門家の立場で経営者の職務執行の適法性及び妥当性を客観的、中立的に監査・監督できると考え同氏を選任するとともに、当社とは利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
堀越　孝	○	○	堀越法律事務所　所長	堀越孝氏は、当社と顧問契約を締結していない法律事務所の弁護士であります。弁護士という法律の専門家の立場で経営者の職務執行の適法性及び妥当性を客観的、中立的に監査・監督できると考え同氏を選任するとともに、当社とは利害関係がなく、一般株主と利益相

				反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
中里　猛志	○		中里猛志公認会計士事務所　所長 佐鳥電機株式会社　社外監査役 ピクセルカンパニーズ株式会社　社外監査役	中里猛志氏は、当社と顧問契約を締結していない中里猛志公認会計士事務所の公認会計士であります。当社とは利害関係がなく、公認会計士および税理士としての豊富な経験に基づいた財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、その専門的見地を当社の監査・監督に活かしていただくことを期待して、選任いたしております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社の監査等委員会は、現行の体制をもってその職務を十分遂行できるものと考えており、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は現在配属しておりません。今後、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人との間では、必要な都度、会合を開催し、監査体制、会計監査計画、監査の実施状況等の意見交換等を実施しております。
また、定期的な監査の他、実地棚卸や事業所・子会社等の拠点監査においても、会計監査人の監査報告時には、監査等委員である取締役が同行または同席し、意見交換を行っております。
監査等委員会と内部監査担当部門の間では、監査計画や監査の実施状況等について、随時、意見交換を行っており、内部監査の報告書についても、写しを監査等委員会に提出しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員はすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

監査等委員以外の取締役へのインセンティブ付与につきましては、当社の監査等委員以外の取締役への報酬を、会社の業績や経営環境、職責等を勘案した所定の支給基準に基づいて決定、支給を行っていることから、導入いたしておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年３月期の取締役に対する役員報酬は次のとおりであります。
取締役に支払った報酬 102,033千円
（注）報酬限度額は、200百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、基本報酬について、内規に定めております。その内容は、役員報酬を基本部分と業績比例部分に区分し、基本部分は役位や世間水準等を総合的に勘案して決定し、業績比例部分は役位別に業績評価に応じて決定しております。なお、業績評価の方法につきましては、社長以外の取締役は各人の年間の部門戦略・目標と業績結果等に基づいて行い、社長は全体の業績等を総合的に勘案して決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には、総務部が対応窓口として、取締役会の資料、議事録等を電子メールを活用し事前に送信しております。また、監査等委員会に関する社外取締役への連絡等は、常勤監査等委員が緊密に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行につきまして、取締役会は、監査等委員以外の取締役5名及び監査等委員である取締役4名の計9名で構成され、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会規程に基づき重要事項はすべて付議され、各取締役の職務の執行状況を監督しつつ、迅速に業務執行ができる体制となっております。また、取締役会では、監査等委員である取締役が、監査等委員以外の取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監視しております。
その他、毎月1回、各部門長及びグループ会社の社長等が参加する経営委員会を開催しており、各部門の状況報告と具体的な対策等の決定について、十分な議論や検討を行うとともに、必要に応じて、経営の戦略等に関わる重要事項についても、十分な議論や検討をしております。また、経営委員会にも常勤監査等委員が常時参加し、経営状況の把握をしております。
監査・監督等につきまして、監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、非常勤の監査等委員である取締役3名（うち3名すべてが社外取締役）の計4名で構成されており、うち社外取締役の2名を独立役員とし、公正性を確保するとともに、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。また、監査等委員の一層の機能強化を目的として、財務・会計に関する知見を有する監査等委員である取締役を選任しております。
内部監査については、当社における社長直轄の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社を対象として、その業務運営と会計処理が各種の法令及び社内規程等に基づき、適法かつ適正に行われているかについての監査を定期、不定期に実施しております。
会計監査の状況については、東陽監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査の他、会計上の課題について随時確認を行う等、適正な会計処理に努めております。なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、人的、資本的または取引関係その他の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営の実現を目的として監査等委員会設置会社へ移行いたしました。委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、経営の透明性を一層向上させるとともに、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。また、財務・会計に関する知見を有する監査等委員である取締役を選任しており、当社のガバナンス体制は十分機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の法定期限前発送を実施しております。また、東京証券取引所及び当社ホームページにて招集通知を早期に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5～6月と11～12月にアナリスト・機関投資家等向けの決算説明会を開催しております。説明会においては、経営トピックス、決算概要、今期の通期見通しおよび中期経営計画を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL http://www.kunimine.co.jp/ir/index.htm/ ホームページにおいて掲載している投資者向け情報 プレスリリース 株式情報 IRカレンダー IR資料：有価証券報告書等、決算短信等、決算説明会資料、インベスターズガイド、招集通知	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR業務を担当する部署を総務部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス基本方針にステークホルダーの尊重に関する事項を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムといたしましては、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、危機管理を重要な柱としており、監査等委員会制度を採用の上、内部監査制度および内部通報制度を設けております。
内部監査制度につきましては、業務が各種の法令・規則等所定の基準に準拠して遂行されているかの準拠性ならびに経営の効率性について監査を行い、当社の業務および会計について適正に把握し、経営効率の維持向上を図ることを目的としております。
内部通報制度につきましては、組織的または個人による不正や違法、その他反倫理的行為について、その事実を会社として速やかに発見し、認識することにより、不正行為等による会社の危機を極小化し、企業価値を維持、向上させることを目的としております。

なお、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定内容の概要は、次のとおりであります。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は委嘱された職務の執行について、自己の分掌範囲について責任を持って行い、取締役会において月1回報告を行うとともに、特に経営上重要な意思決定は、取締役会において事前に慎重な検討を行い実施する。
また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会および取締役会に報告を行うなどガバナンス体制を強化する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、取締役会議事録や稟議書等を法令や社内規程にもとづき保存及び管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
全社的なリスク管理は経営企画担当部門、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門がそれぞれ行い、社長直轄の内部監査担当部門が定期的な監査を実施する。
また、危機管理規程にもとづき、定期的に危機管理委員会を開催し情報交換等を行うとともに、緊急事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士の助言を得るなどして、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
月1回開催される取締役会に加え、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催するとともに、各部門長も含めた経営委員会を月1回開催し、各部門の状況や予算の進捗状況の把握に努め、今後の戦略、その他重要事項について検討を行い、共通認識の徹底と職務執行の迅速化を図る。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス基本方針及び社員倫理行動規範のもと、使用人の法令及び企業倫理の遵守について周知徹底を図る。
使用人は就業規則等の各種社内規程にもとづき職務の執行を行い、この適法性を確保するため、内部監査担当部門が定期的に監査を実施し、社長に結果報告を行い、是正が必要な箇所は改善する体制をとる。
また、内部通報制度により、組織的または個人による不正・違法・反倫理的行為の事実を速やかに発見、認識し、不測の事態を未然に防止することを図る。この場合、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に不利益のないように配慮する。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
グループ各社については、子会社および関連会社管理規程にもとづき管理する。グループ各社は定期的に取締役会を開催するほか、グループ各社の状況は、経営委員会等により定期的に報告され、重要な意思決定は事前協議を行い、必要に応じて当社取締役会においても審議を行う。
また、定期的に当社内部監査担当部門、監査等委員会、会計監査人が連携を取り、監査を行う。
当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。
当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、不当要求等に対しては毅然とした態度で臨む。

7．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査担当部門の人員を監査等委員会の職務を補助すべき使用人とする。

8．前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保するために、使用人の任命、解任、評価等の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議する。

9．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な損害を及ぼす恐れのある事実や発生する可能性が生じたときは、直ちに監査等委員会に報告する。
また、常勤の監査等委員は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営委員会等の重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は社長決裁の稟議や重要な文書については閲覧を行い、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

10．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

11．監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項
監査等委員の職務執行上必要な費用を支弁するため毎年一定額予算を設ける。
監査等委員がその職務の執行に関して費用の前払い又は償還の手続きの請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は内部監査担当部門や会計監査人と十分な連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図るとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

参考資料「模式図」：巻末をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は「コンプライアンス基本方針」の中で、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力へは毅然とした姿勢で対応し、一切妥協はしないことを定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力からの不当要求には、不当要求防止責任者を配置する総務部を対応統括部署とし、事案ごとに関係部署とともに警察、顧問弁護士等の外部専門機関と協議のうえ、対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社においては、重要な会社情報が市場の公正性と健全性及び投資家の市場への信頼の基礎となるという認識のもと、公平、均等、正確かつ迅速に提供するため、経営企画担当役員が情報取扱責任者（情報開示担当役員）として統括し、総務部及び管理部経理課が情報開示に関する業務を担当し、適時開示規則に従い、適時適切な開示を行っております。
重要事実である決定事実、発生事実、決算情報が適時開示要件に該当する場合は、通常は取締役会への報告、承認を経て開示いたします。なお、緊急を要する重要事実及び重要事実が明白な場合には、担当役員等が情報取扱責任者とともに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長が決定を行い、この決定を受け情報取扱責任者から迅速に開示を行う体制をとっております。

